木曽岬町告示第 107 号

### 一般競争入札の実施について

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので、木曽岬町契約事務規則 (平成14年木曽岬町規則第10号)第7条の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 29 日

木曽岬町長 三輪 一雅

- 1. 一般競争入札に付する工事概要
- (1) 工事名 令和 7 年度 東部地区クリーンセンター機器オーバーホール工事
- (2) 工事場所 木曽岬町大字 和富 地内
- (3) 工事概要 No. 2無機凝集剤供給ポンプ整備 1 式 No. 3 2 上澄水排出装置取替 1 式 自動空気補給式圧カタンク電極交換 1 式 No. 1, No. 2 汚泥貯留槽撹拌機整備 1 式 No. 1 汚泥脱水機整備 1 式 No. 1 1 循環ポンプ整備 1 式
- (4) 工 期 契約日から480日以内
- (5) 予定価格 円 (事後公表)
- (6) 最低制限価格 設定しています。
- 2. 参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、競争入札参加資格確認申請日から入札執行日 までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有するもので、木曽岬町入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 機械器具設置工事において建設業の許可を有し、三重県、愛知県に本支店または 営業所を有する者であること。
- (4) 建設業退職金共済制度に加入している者。
- (5) 官公庁発注の同種工事を元請負として施工実績を有する者。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者等については、三重県公共工事共通仕様書及びその運用規定を準用することとし、これに該当する者。
- (7) 公告から入札時までの期間において、町から指名停止等を受けていない者。
- (8) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。

3. 入札参加資格確認申請書の受付

入札への参加希望者は、次の書類を提出すること。

(1) 申請書類

①競争入札参加資格確認申請書(事前審査) (様式第2-1号)

(2) 受付

①受付期間: 令和 7 年 10 月 29 日(水)から令和 7 年 11 月 6 日(木)までの午

前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

②提出場所: 木曽岬町役場 建設課 (電話 0567-68-6106 )

③提出方法: 持参

4. 設計図書等の閲覧、ダウンロード、質問

(1) 入札説明書及び設計図書並びに仕様書(以下「設計図書等」といいます。) は次のとおり閲覧 または町HPからダウンロードすることができます。

①閲覧期間: 公告日から入札日の前日までの午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

②閲覧場所: 木曽岬町役場 建設課

(2) 設計図書等に質問がある場合は、次のとおり取り扱います。

①質問の手法: 書面(質疑書)の提出による。

②質問の提出期限: 令和 7 年 11 月 6 日(木)午後5時まで

③質問の提出場所: 木曽岬町役場 建設課

④質問の回答 : 令和 7 年 11 月 11 日(火)町HPにて公表します。

5. 参加資格の決定

申請書の事前審査及び入札後の事後審査を以って決定します。

なお、参加資格がないと通知された者は、令和 7 年 11 月 19 日(水)までに書面により理由の説明を求めることができる。

6. 現場説明会

対象工事の現場説明会は行いません。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### 8. 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付。ただし、木曽岬町契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)第50条第2項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項2号に規定する工事履行保険契約に係る保険証券を提出することにより、納付を免除します。

# 9. 入札の執行

入札書は次の日時と場所に紙にて持参により提出すること。

日時: 令和 7 年 11 月 12 日(水) 午前 9 時 30 分

場所: 木曽岬町役場 4階 会議室(入札室)

- (1) 入札回数は3回とします。それぞれ入札書が必要です。
- (2) 入札参加者が1者だけの場合には、入札を中止します。
- (3)入札執行時、次の書類を提出して下さい。
  - 工事費内訳書
  - 誓約書
  - ·入札参加資格確認申請書(事後審查) (第2-2号様式)
  - ・工事の施工実績書(官公庁発注の同種工事の元請実績 第3-1号様式、第3-2号様式)
- (4) 落札者は、入札執行後の提出書類の審査の後に決定します。
- (5) 入札参加資格確認申請書(事前審査)は申請者の自己審査に基づき受け付けます。入札の結果 落札予定者となった場合であっても、入札執行後に実施する入札参加資格確認申請書(事後審 査)の審査において参加資格を有しない者と決定された場合は、その者の入札は無効となりま す。

#### 10. 入札の無効

契約事務規則第22条の規定に該当する入札は、無効とします。

- (1) 参加資格のないものがした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定していた入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

#### 11. 失格となる入札

次のいずれかに該当する入札書を入札した者は、失格となります。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の金額で入札された入札書
- (2) 予定価格に達しなかったことにより実施される第2回以降の入札において、前回の最低入札価格を上回る金額で入札された入札書
- (3) 誓約書及び工事費内訳書、事後審査書類の提出がなく入札された入札書
- 12. 支払い条件

前払金 中間前払金 部分払

木曽岬町契約事務規則によります。

## 13. その他

- (1) 相入札者(同一工事の入札参加者)間の一次下請負は禁止します。
- (2) その他は契約事務規則によります。
- (3) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。

木曽岬町役場 建設課

電 話 : 0567-68-6106 F A X : 0567-68-3792

E-mail : kensetsu @town.kisosaki.mie.jp